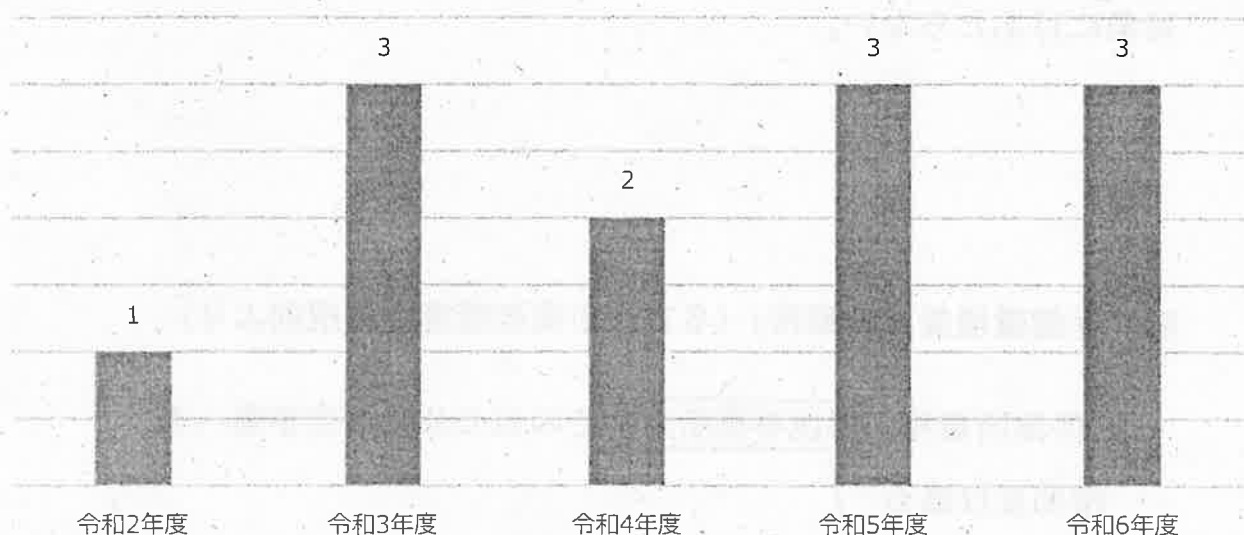


保健環境委員の公務災害について

保健環境委員の公務中に発生した事故やけがは、公務災害補償の適用対象となる可能性があります。

万が一、公務中にけがをされた場合には、すみやかに保健センターにご連絡ください。



公務災害として報告されている主な事例を紹介します。
公務災害にあわないように十分に気を付けて活動してください！

事例1 ごみの収集・分別指導中の事故

- ・分別用の看板を回収場所に設置しようと運んでいたところ、段差につまづいて転倒した。
- ・ごみに混ざっていたガラス片などで手にけがをした。
(注射針でけがをした事例もあります)



事例2 巡回中や会議会場に向かう途中の事故

- ・ゴミ収集日に自転車で巡回中に転倒した。
- ・保健環境委員会に出席するため、会場に向かっていた途中に車と接触した。



○公務災害の考え方

保健環境委員の公務遂行性は、規則等に基づいて正規の活動（※「保健環境委員の職務」参照）を行っているときにおける活動に対し認められており、自宅における分別作業については、公務災害の対象にはあたらない。

※「保健環境委員の職務」（名古屋市保健環境委員規則より）

- ① 保健所業務、**環境事業所業務**その他の公衆衛生事業への援助及び協力
- ② 公衆衛生思想の普及徹底
- ③ その他公衆衛生に関して必要な事項

環境事業所業務（保健環境委員の活動内容についてより）

①	ごみ、資源収集における適正排出指導	日時・集積場所への周知、分別指導
②	ごみ不法投棄の通報、相談	環境事業所への連絡、案内
③	その他広報活動への協力	分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日チラシの配付、回覧

保健環境委員の活動内容について

保健環境委員の 目的と役割	区 分	職 務 の 内 容	SDG s 理念の実現
保健環境委員は、本市の公衆衛生を向上増進し、地区衛生活動の進展を図るために置かれ、地区住民と行政とのパイプ役として、また、地区衛生活動の中心として次の職務を行う。 ①保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力 ②公衆衛生思想の普及徹底 ③その他、公衆衛生に関し必要な事項 (名古屋市保健環境委員規則第4条)	保健所業務 関係	①浸水時の消毒薬剤の配布 浸水家屋に対する消毒薬剤配布 ②犬の登録と予防注射の手伝い 集合注射会場の手伝い、登録・予防注射の周知及び犬猫の適正飼養等 ③感染症、食中毒予防等 主に広報活動 ④ネズミ、ゴキブリ防除等 防除等の事業の広報 ⑤健康づくり事業への協力 住民への周知、講習会への協力(フレイル予防) ⑥献血推進活動への援助・協力 献血グループの結成促進、献血推進への援助、協力 ⑦予防接種事業への協力 事業の周知、協力 ⑧その他事業への協力 各種講習会、調査への協力 ⑨その他広報活動への協力 チラシ、ポスター等の回覧、掲示	<特に関係がある目標>  3 すべての人に健康と福祉を  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を  14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう <u>いずれの保健環境委員活動も、SDG sの理念に繋がっています</u>
	環境事業所 業務関係	①資源・ごみ収集における適正排出指導 日時・集積場所の周知、分別指導 ②ごみ不法投棄の通報、相談 環境事業所への連絡、案内 ③その他広報活動への協力 分別区分変更等に伴う広報、年末年始収集日の周知	
	その他	①環境保全活動への協力 環境デーなごや、全市一斉クリーンキャンペーン等各種行事への参画など	